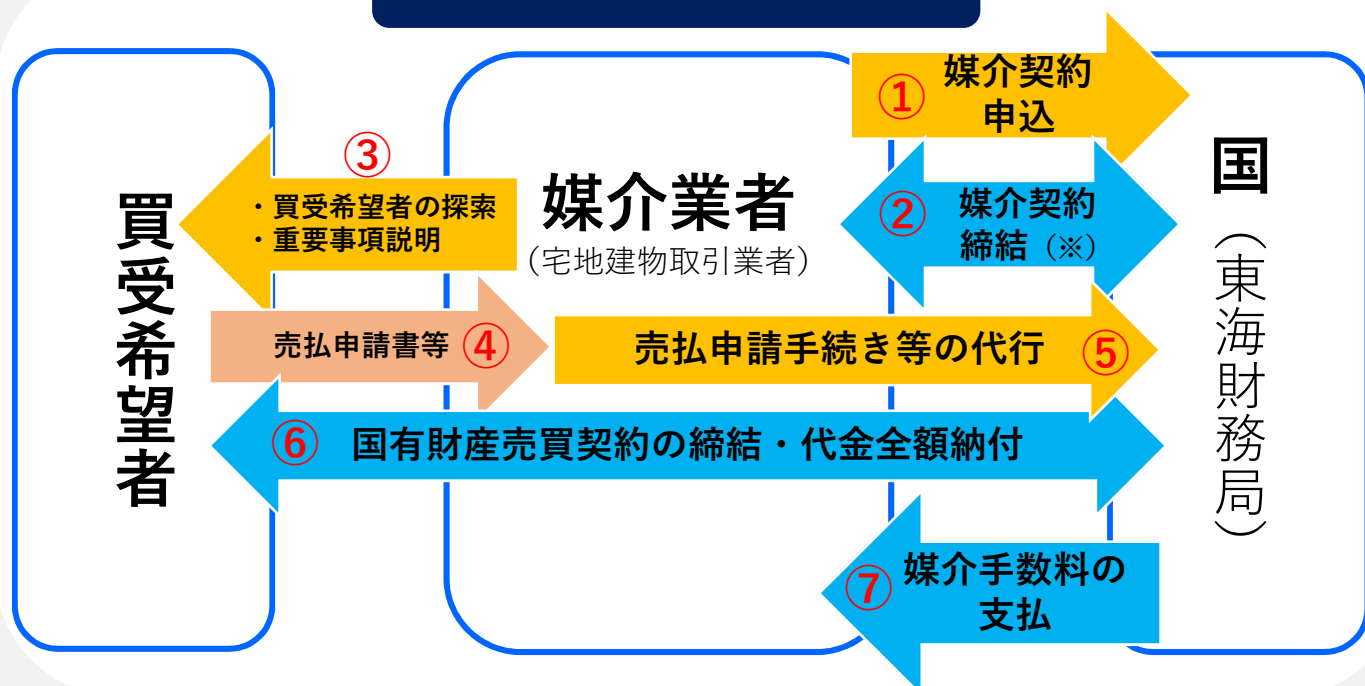


【宅地建物取引業者様向け】 媒介業務のお知らせ

国（東海財務局）では、宅地建物取引業者の媒介を活用した
国有財産（すぐに購入できる物件）の売払いを実施しています。

媒介業務 のながれ



※ 申込物件ごとに見積合わせを実施し、国の予定価格以下の物件について、媒介契約を締結します。詳しくは、東海財務局ホームページをご覧ください。

※ 「すぐに購入できる物件」の公示は、年2回を予定しております。



東海財務局ホームページ

<https://lfb.mof.go.jp/tokai/kanzai/pagetokaihp024000231.html>

「東海財務局 媒介」で検索してください。



お問い合わせ先

東海財務局 管財部 第4統括部門

TEL : 052 - 951 - 1710